

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第5部門第1区分
 【発行日】平成17年6月9日(2005.6.9)

【公開番号】特開2004-108207(P2004-108207A)
 【公開日】平成16年4月8日(2004.4.8)
 【年通号数】公開・登録公報2004-014
 【出願番号】特願2002-270206(P2002-270206)
 【国際特許分類第7版】

F 0 1 N 3/02
 F 0 1 N 3/24
 F 0 2 D 41/22
 // B 0 1 D 46/42

【F I】

F 0 1 N 3/02 3 2 1 A
 F 0 1 N 3/24 C
 F 0 1 N 3/24 E
 F 0 2 D 41/22 3 3 0 Z
 B 0 1 D 46/42 A
 B 0 1 D 46/42 B

【手続補正書】

【提出日】平成16年8月25日(2004.8.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内燃機関の排気通路に連続再生型ディーゼルパーティキュレートフィルタ装置を備え、粒子状物質を捕集するフィルタにおける粒子状物質の捕集量が所定の再生用の判定値以上になった時に、再生モード運転を行って捕集された粒子状物質を酸化除去する内燃機関の排気ガス浄化システムにおいて、

前記フィルタに捕集される粒子状物質の捕集量を推定する捕集量推定手段と、該捕集量推定手段によって推定された粒子状物質の捕集量が所定の制限用の判定値以上の時に、内燃機関の最大噴射量を制限する最大噴射量制限手段を備えた内燃機関の排気ガス浄化システム。

【請求項2】

前記最大噴射量制限手段が内燃機関の最大噴射量を制限する時又は制限中において、内燃機関の最大噴射量の制限を通知する制限通知手段を備えた請求項1記載の内燃機関の排気ガス浄化システム。

【請求項3】

前記捕集量推定手段が、前記フィルタの前後の差圧により粒子状物質の捕集量を推定する請求項1又は2記載の内燃機関の排気ガス浄化システム。

【請求項4】

前記連続再生型ディーゼルパーティキュレートフィルタ装置が、前記フィルタに触媒を担持させた装置、前記フィルタの上流側に酸化触媒を設けた装置、前記フィルタに触媒を担持させると共に該フィルタの上流側に酸化触媒を設けた装置のいずれかである請求項1～3のいずれか1項に記載の内燃機関の排気ガス浄化システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

【課題を解決するための手段】

以上のような目的を達成するための内燃機関の排気ガス浄化システムは、内燃機関の排気通路に連続再生型DPF装置を備え、粒子状物質を捕集するフィルタにおける粒子状物質の捕集量が所定の再生用の判定値以上になった時に、再生モード運転を行って捕集された粒子状物質を酸化除去する内燃機関の排気ガス浄化システムにおいて、前記フィルタに捕集される粒子状物質の捕集量を推定する捕集量推定手段と、該捕集量推定手段によって推定された粒子状物質の捕集量が所定の制限用の判定値以上の時に、内燃機関の最大噴射量を制限する最大噴射量制限手段を備えて構成される。